

令和元年度（2019年度）第2回鎌倉市図書館協議会会議

日 時：令和元年（2019年）12月23日（月）9時30分～11時

場 所：中央図書館多目的室

出席者：廣田委員長、千副委員長、高村委員、杉山委員（小原委員欠席）

**委員長：**鎌倉市図書館協議会運営規則第3条第2項による定足数に達しましたので、会議は成立しました。これより、令和元年度第2回鎌倉市図書館協議会を開会します。事務局、本日傍聴者はいますか。

**館長：**傍聴希望者が9名います。傍聴希望者の入場、よろしいでしょうか。

**委員長：**よろしいですか、どうぞ

－傍聴者入場、着席

**委員長：**傍聴者をお願いいたします。傍聴席において静粛にし、会議の妨げになるような行為をしないでください。また、意見を発表することはできませんので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。では、日程に従い、1報告事項から始めます。まず、「令和元年9月・12月定例市議会における図書館関連質問について」をお願いいたします。

**館長：**中央図書館長青木です。報告させていただく前に、資料の確認をさせていただきたい。（配布資料の確認）お揃いでしょうか。さらに、前回第1回の協議会の議事録を送らせていただきました。特にご意見なければこの場で確定して公表の運びにさせていただきたい。いかがでしょうか。

**委員長：**とくにはございません。

**館長：**それでは、報告事項のA)「令和元年度9月・12月定例市議会における図書館関連質問について」報告させていただきます。前回の協議会以降2回の議会が開催されました。9月議会は、9月4日から始まり、会期は、10月4日までの18日間でした。一般質問は、9月4日から9月9日までで、図書館関連質問としては、共産党鎌倉市議団の武野議員及び、神奈川ネットワーク運動鎌倉の安立議員から質問がありました。

武野議員からは、第3次鎌倉市図書館サービス計画についての質問で、その目的や課題、市の役割は何か、職員の知識・技術の継承をどのように行っていくのかというご質問でした。それに対しては、目指すべき将来像を市民に分かりやすく示した図書館ビジョンの実現を図ることを目的としております、そしてIT技術の進展に伴う情報提供や蔵書の充実、開館時間の延長、近代史資料の活用等多様化する市民要望への対応を課題としたと答えたところです。また、市の役割は、市長から教育委員会の図書館の第3次計画の実現に向けて市は協力していく立場であると回答しました。職員の知識・技術の継承については、今後、システム等の機器更新に合わせて、業務の効率化・省力化を図り、正規職員と会計年度任用職員をバランス良く配置し、研修を充実させることにより知識と技術の継承してまいりますとの答弁を行ったところです。

次に、安立議員からの質問は、青少年の居場所についてというご質問です、図書館の閲覧コーナーの座席数がどのくらいあり、子どもが利用しやすい工夫がなされているのかというものであり、机が付いた一般席、子ども用の閲覧席、ソファ、長いすなど、中央館、地域館合計で352席が用意され、子ども用の閲覧席は子どもの利用が優先であることを案内表示してあると答弁を行ったところです。それ以外に教育こどもみらい常任委員会は9月18日に、決算等審査特別委員会は10月1日に開催されましたが、図書館に関する特段の質問はありませんでした。

さらに12月議会ですが、12月4日から始まり、会期は、12月20日までの11日間でした。一

般質問は、12月4日から12月9日までで、図書館関連質問としては、神奈川ネットワーク運動保坂議員から公共施設再編計画の中で図書館ではどのような検討がされているか、あり方について質問がありました。それに対しては、中央図書館は、第3次図書館サービス計画の中で検討を行っております。その中で市役所跡地に移転する際、新たな設備導入により誰もが利用しやすい施設整備を目指すと回答しました。

教育子どもみらい常任委員会は12月10日開催で、今回報告事項にもありますとおり、「令和2年度以降の図書館の運営体制について」報告しました。公明党 納所委員からは、中央館の9時30分からの開館は影響はあると思うが9時からの利用動向を捉えているのか、利用者への周知徹底はどのようにしていくのかとの質問を受け、私のほうで、平成30年度の試行では、9時から10時の貸出点数より、5時から6時の貸出点数を比較したところ、5時から6時のほうが多かったこと、周知徹底については館内掲示やホームページ、ツイッター等で周知を行っていくことを説明しました。また、無所属の竹田委員からは、図書館カードにシールを貼るなど周知に工夫をしたらどうか、地域館と中央館と開館時間を分けた理由は何か、という質問を受けましたが、貸出した際に渡すレシートに新しい開館時間を表示することや、地域館の時間をずらすことについては、地域館では高齢者を中心に午前の早い時間の利用があるという地域館特有のニーズがあるということについて説明させていただきました。以上で報告を終わります。

**委員長：**ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございますか。よろしいでしょうか。ないようですのでただいまの報告については了承でよろしいでしょうか。それでは了承といたします。

次に、報告事項のイ)「令和2年度以降の図書館の運営体制について」をお願いします。

**館長：**報告事項イ)「令和2年度以降の図書館の運営体制について」説明させていただきます。こちらの運営体制につきましては前回も方向性についてご報告をさせていただいているところです。この度、開館時間・休館日を定めている鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則を改正することになりましたのでご報告します。資料1-1をご覧ください。こちらは、主な変更箇所をアンダーラインで表示させていただいております。まず休館日ですが、現行では毎月最終月曜日、12月にあつては28日と定めていたものを、毎週月曜日、その日が休日にあたる時は同日後最初に到来する休日以外の日に改めます。前回の協議で、月曜日以外に月2日の館内整理日を設けると説明させていただきましたが、その後教育部内での調整の結果、月曜のみ休館とさせていただきます。そのほかの休館日は変更ございません。次に開館時間ですが、現行では通常の日は午前9時から午後5時までの8時間、夜間開館を行っている平日の木曜金曜日は午前9時から午後7時までの10時間と定めていたものを次のとおり変更することとしています。中央図書館においては通常の日は午前9時30分から午後6時までの8時間30分、平日の木曜日金曜日は午前9時30分から午後7時までの9時間30分開館することとします。また、中央図書館以外の地域図書館については通常午前8時45分から午後5時15分までの8時間30分、平日の木・金曜日は午前8時45分から午後7時までの10時間15分開館することといたします。その結果、通常の日は現行より30分の延長、木曜金曜は中央図書館では30分短縮し、地域館では15分延長ということになります。

次に、資料1-2をご覧ください。こちらは規則の一部を改正する規則です。この改正規則の制定が令和元年11月29日の教育委員会11月臨時会で可決されており、12月10日開催の市議会12月定例会教育子どもみらい常任委員会です承され、12月15日に公布されております。こちらについては、令和2年4月1日からの施行になります。

今回の休館日・開館時間の変更は、かまくら図書館日より、ホームページを通じて、先ほどのレシートなど、十分な周知を務めていきたい。以上でご報告を終わります。

**委員長**：ありがとうございます。ただ今のご報告につきましてご意見ご質問は。

**委員A**：前回のときに、月に2回お休みを設けるというご説明があったと思いますが、あのときに働き方改革のお話が出たりとか、職員の大変さもあつたりと思いますが、どうしてそれが0になったのか。

**館長**：まず、部内の中ではこれについては少し利用者のためを思うと休館しすぎなのではないかという指摘がありました。それに対してわれわれのほうでもかなり広めに行事やイベントの人員をかけるように算定していたところなんですが、これについて人数を絞って行事や研修をやっているのではないかと考え、人数を減らした結果何とか月曜休館だけでできるだろうと算定、見込みが立ちましたので、月2回のお休みを取りやめたものです。

**委員A**：職員の中の話し合いがあった中での皆さんの一致した意見なんですか。

**館長**：職員の中でも意見が分かれているところはあったのですが、休みすぎというところは我々も心苦しいところがあったので、もう少し頑張ってみようということで。

**委員A**：休みすぎとは私は思わない。月1回ということでもなく0になったのは不思議と思う。2が1になるのは努力の結果と思うんですけど、2が0になるのは。職員間の意思の疎通とか、研修とかのお話があったと思うが、大丈夫なんですか。

**館長**：8月の時点では人件費について、限られた財源でやっていかざるを得ないという中でさらに月2回のお休みをとるところだったが、いろいろ本庁サイドとの財政的な話の中で人件費についてある程度目途がついたということで休館しないで済むということです。

**委員A**：人件費の手当てが出たことで他が削られることはないのでしょうか。

**館長**：これについては、財政的な話についてはいろいろやりくりがありますので、必ずしもそこがついたから他が削られるということではなく、削られるところは削られるということです。

**委員A**：条例施行規則の一部を変えらるとなると、簡単には変えられないですよね、皆さん大丈夫なのか心配になりました。

**委員長**：他よろしいでしょうか。ないようですので報告のありました事項については了承でよろしいでしょうか。はい。それでは、次の議題に行きたい。続きまして、「鎌倉市図書館システムの更新について」をお願いいたします。

**図書館**：中央図書館 津田さほです。鎌倉市図書館システムの更新について、ご報告します。お手元の資料の2をご覧ください。まず、図書館システム関連事項の主なあゆみを載せました。今から25年前の平成7年（1995年）7月に第1期を導入した際、プロポーザルで三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社製の図書館システムを採用し、以降5年ごとに更新、第4期システム2015年2月末まで三菱製を使用してきました。

その間、ホームページの開設、インターネット検索サービスの開始、館内検索機及びインターネットからの予約受付の開始など新たなサービスを導入したことで、図書館のホームページの利用は飛躍的に伸び、現在はもう一つの図書館と位置付けてもよいほど重要なサービスとなっています。平成26年（2014年）には、翌3月に更新を控えた第5期図書館システムに向けプロポーザルによるシステム選定を行いました。選定に際しては、最小限のカスタマイズで本市の示すシステム要件に適合し、安全性及び安定性、事業者の技術力、問題解決力、システム更新に係る保守体制等を、また、導入費用・技術面を含めて総合的に判断した結果、京セラ丸善システムイン

テグレーション（当時）製図書館システムパッケージ「ELCIELO」を導入しました。その際、新たなサービスとして、ホームページ及び館内検索機から、所蔵のない資料へのリクエスト受付、レファレンスの受付と記録の公開、デジタル化資料の公開が実現しました。

令和2年（2020年）2月末日をもって第5期の賃貸借契約が満了することから、現在、第6期システムの更新準備を進めているところです。その概要をご報告します。

資料の2 第6期システムについて をご覧ください。

まず、経緯ですが、平成30年（2018年）10月16日に市の情報システム審査会における審議にかけ、令和元年（2019年）5月21日付けで承認を受けました。市長決裁を経て令和元年（2019年）11月11日 一般競争入札し、株式会社 JECC と5年間の賃貸借契約（長期継続契約）を締結しました。

つづいて（2）ELCIELOを継続採用とした理由ですが、平成27年（2015年）3月から4年間の運用の中で、予期しないサーバのダウンは導入当初の夜間に数時間と、休館日に行ったウィルスソフトの更新作業のミスによる数時間の2回だけと、非常に高いレベルが維持され、安定的に運用されてきました。さらに、年に1度、パッケージのバージョンアップを保守の範囲内で実施され、令和元年（2019年）6月24日に最新バージョンまでの更新を達成しています。このように長期継続契約の契約期間において、保守の範囲内でバージョンアップが実施される図書館システムは他になく、高い優位性があることから、継続して ELCIELO を使用することとしたものです。

次に（3）今回の更新内容をご説明します。まずは、サポート期限の切れたOSの更新（Windows Xに）を行います。機器構成を見直し、現在は各館1台専用機を設置している、利用者自身で貸出が行えるセルフ貸出機と、館内の検索機を切り替えて使用できるようにすることで利便性を向上させます。現状、館内用検索機はタッチ OPAC 専用の画面を使用していますが、あまり検索の操作性が高くないこと、「今度読みたい本」などWEBにはある機能が一部使えないことなどから、次期システムではWEBと同じ機能を館内検索機に搭載し、自宅でも図書館でも同じように使えるよう、改善します。また、ホームページデザインを一新し、より見やすく、必要な情報にたどり着きやすいものに全面的に改訂する予定です。画面サイズに合わせてリサイズする機能も搭載します。サポートが終了しつつある携帯電話版は廃止します。

新しいサービスとして、新着案内メールの配信を開始します。これは、希望する利用者が、自分の興味に合わせて随時申し込みを行うと、該当する資料を受入したときに2週間に一度程度、自動的に案内メールが送信されるものです。これは利用者から何度か要望をいただいていたものです。このサービスの導入にあたって、別途費用がかかることはありません。

次に、（4）更新スケジュールをご説明します。

令和2年（2020年）1月27日（月）新機器をこの多目的室に搬入し、CEによるセットアップ準備を開始します。

令和2年（2020年）2月23日（日）閉館後からホームページ公開を停止します。

令和2年（2020年）2月24日（月・祝）から3月3日（火）の9日間を全館休館としますが、2月24日（月）は定期休館日、2月25日（火）～3月3日は特別整理休館となります。この間、機器の入れ替えとデータ移行、クリーニングを行うと同時に蔵書点検を行います。毎年1回、市内の図書館で時期をずらしながら連続休館して蔵書点検を行っていますが、ここで行うことで、令和2年度は連続休館を回避する予定です。

休館中は貸出更新、資料検索、予約、レファレンスなど、すべてのサービスの提供を停止しま

すので、利用者の皆様には多大なるご不便をおかけすることになりますが、図書返却用ポストはお使いいただけます。

そして、令和2年(2020年)3月4日(火)朝9時に全館新システムで開館し、少し時間を遅らせて、朝10時ごろから新ホームページを公開する予定です。

全館一斉休館するため、利用者の皆様には多大なるご不便をおかけすることになりますので、十分な広報をしていきたいと考えています。すでに令和元年(2019年)10月より 図書館ホームページに休館のお知らせを掲載しています。順次、休館告知付きの図書館カレンダーの配布、ポスターを掲示、貸出レシートの下部への記載等、お知らせを強化していきます。広報かまくらには、令和2年(2020年)2月1日号に掲載予定です。

第6期システムの契約金額は、賃借料の月額が159万2,250円で、5年間総額9,553万5,000円です。この中には、図書館独自ネットワークの運用費、システム及び機器の保守料、SEの運用サポートも含まれます。

最後3に、図書館の休館日についてまとめました。

平成31年3月5日開催の平成30年度第4回図書館協議会におきまして、今年度の休館日程につきましてご報告しましたが、システム更新休館については未定としておりました。正式に決まりまして、特別整理休館日が中央図書館は年間16日、腰越・深沢・大船・玉縄図書館は年間各13日となります。その結果、総開館日数は中央図書館が334日 腰越・深沢・大船・玉縄図書館が338日で5館計は1,686日です。

参考までに、その下に平成30年度の開館日数を掲載しました。平成30年度に休館日の試行や、外壁工事等を行った関係から、今年度は総開館日数が9日間増えます。以上でご説明を終わります。

**委員長**：ただ今のご報告にご意見ご質問は

**委員B**：まずは遅刻をしまして申し訳ありません。事情がありまして。新しいサービスとして、SDIサービスをやるということですね。新着案内、単純に新しい本が入りましたではなく、事前に利用者が宮部みゆきの本が欲しいとしたら、入ったら宮部みゆき新しいのが入りましたという形なんですね。

**図書館**：おっしゃる通りで、著者でも、キーワード、分類番号4門の本が入ったらお知らせくださいといったようなこともできるようなシステムになっています。

**委員B**：ちなみにこちら辺の県内でまだSDIは少ないかと思うが。

**図書館**：県内の状況把握していないんですが、京セラのELを利用しているのは座間と横須賀とうちの三つありまして、横須賀は新着案内をやっているかと。EL導入館ではかなりパーセンテージが高いと聞いています。

**委員B**：次世代OPACは検討なさらなかったのか。あったけど間に合わなかったとか難しいとか。

**図書館**：今回本当に財政が厳しく、新しいシステムを導入するにあたってカスタマイズをする予算がほとんど一切なく、先ほど申し上げたセルフ貸出機とOPACを併用するのはカスタマイズなんですけどそれだけではどうしても入れたくて、それ以外はほかのことはできませんでした。

**委員A**：広報のところですが、各学校、中学校高校への広報は。ちょうど2月の終わりから3月ということで勉強したい時期だと思いますので、各学校に個別にお知らせするかポスター貼るかかは考えていらっしゃいますか。

**図書館**：今具体的には考えていなかったのですが、ご指摘いただきましたので何らかの形で学校に

お知らせできるように考えていきたいと思います。

**委員B**：先日川崎市立図書館で不正アクセスとかあったんですが、図書館はほとんどないと思いますが、今のご報告を聞いてもセキュリティはある程度担保されているということでしたが、そのあたりの状況がもし分かれば。

**図書館**：今いろいろと大変な状況になっているということは認識しております、そのあたりの保守体制についても強化していきたいと考えております。SE と CE のほう、ネットワークのほうの保守も手厚くしてもらうようには考えております。不正アクセスを完全に防ぐことは無理だと思いますが、毎日どのようなアクセスがあったかについては私がサーバで確認しており、何かあったら CE のほうにすぐ連絡するという体制は取っております。

**委員長**：ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ではないようですので報告がありました事項については了承でよろしいでしょうか。続きまして、「ファンタスティック☆ライブラリー108 について」をお願いいたします。

**図書館**：腰越図書館の河合真帆です。ファンタスティックライブラリーについてご報告いたします。ファンタスティック☆ライブラリーというのは秋の読書週間に合わせて日頃図書館にいらしていない方にいらしていただくきっかけにしたりですとか、利用を促進、広く知っていただくために行っている図書館祭りのことをございます。いつも図書館に協力いただいている団体の方の実行委員会を組織し、1年がかりでいろいろと話し合いをして行っております。今年は11月1日から30日まで一カ月間行いました。テーマは「つながる図書館いろとりどり」でした。資料3をご覧ください、主な行事一覧です。11月9日の「図書館 DE ゲーム」から「朗読とクラシックの午後」まで、こちらは主に申込をしてご参加いただく行事でした。例年以上の参加があり、盛況のうちに終了しております。11月1日から30日までの30日間、市内の小中高校生に参加してもらい、ポップ大賞を行いました。本の紹介をするポップを書いてもらい、市内の図書館に展示して、一番いいなと思ったポップに皆さんに投票してもらうものです。中央図書館1階に展示していますのでぜひ帰りにご覧いただければと思います。大賞を決めまして、大賞となった学生さんには表彰状をお送りしました。それから、「地域発見」と題しまして、同じく一カ月間、各図書館でそれぞれの地域ごとのテーマでおすすめ本のリストと資料の紹介展示を行いました。大船図書館では10月25日から11月の終わりまで、少し昔の大船とその頃のベストセラー本というテーマで、1960年代から70年代の古い大船の写真とベストセラー本を展示しまして、各図書館好評のうちに終わりました。報告は以上です。

**委員長**：ありがとうございました。ご質問ご意見ございませんか。ないようですので、報告のありました事項は了承でよろしいでしょうか。ありがとうございます。報告事項は終わりましたので、協議事項に入りたいと思います。協議事項（ア）「鎌倉市図書館資料管理方針及び鎌倉市図書館資料管理基準の改定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

**図書館**：玉縄図書館の佐藤敦子です。鎌倉市図書館資料及び鎌倉市図書館資料管理基準の改定についてについて報告いたします。資料は3点ございます。1点目は事前にお送りした鎌倉市図書館資料管理方針案、2点目は同じく事前にお送りした鎌倉市図書館資料管理基準案、こちらの2点が本日見ていただく改定案となります。3点目が本日お配りした資料4、鎌倉市図書館資料管理方針と資料管理基準の改定について、というもので、説明の際にご覧いただく資料となっております。まず資料4をご覧ください。鎌倉市図書館資料管理方針は平成3年に策定され、その後コンピュータシステムの導入、図書館サービス計画策定などの変化を受け、13年に改訂し、現在に

至っています。今回改定を行う理由は、平成 31 年に鎌倉市図書館ビジョンが策定され、図書館の目指すべき姿が明確になったことです。鎌倉市図書館ビジョンには、鎌倉市図書館が掲げた使命が書かれています。資料管理方針も、ただそれのみで存在するのではなく、図書館ビジョンで掲げた使命を全うすることを明確にしたいと考えました。その説明が資料 4 の 1 の (2) に記載してあります。鎌倉市図書館資料管理方針は、図書館法第 3 条に基づき鎌倉市図書館における資料管理に関して基本的な考え方を示すもので、鎌倉市図書館ビジョンと同様に、期間の定めがなく、ビジョンが変わらないかぎり続いていくものと考えております。

それでは、鎌倉市図書館資料方針案をご覧ください。ここで申し訳ありませんが 2 点訂正をお願いいたします。1 点目は最初の目的のところ、この方針は図書館法 3 条第 1 項に基づき、となっておりますが、「第 1 項」を削除させてください。実は「第 1 項」は誤りで正しくは「第 1 号」ですが、号で限定せず第 3 条全体に基づいていると考えたほうが適切であることから訂正させていただきます。もう一点、附則のところ、改訂の訂を使っていますが、定めるに修正させてください。図書館内でもどちらを使うのが適切かと考えてきたところですが、これまでも定めるを使ってまいりまして、辞書も確認して定めるが適切と考えました。

内容に入らせていただきます。これまでの方針と比べてとてもシンプルなつくりになっています。最初に 1、目的、図書館法第 3 条に基づくということがございます。この図書館法第 3 条につきましても、説明資料の 3 関係法令等に記載しております。2、基本方針、これは、鎌倉市図書館ビジョンで定めた鎌倉市図書館の使命を全うするために資料管理ではなにをするかを記載しております。ビジョンで定めた使命はどういうものか、読み上げたいと思いますので基本方針をご覧くださいながらお聞きください。(ビジョン読み上げ) 1 多種多様な情報を収集、整理、保存、提供して、市民の知る権利を守り、「いつでも誰でもどこでも」望む情報を得ることができる環境を保障します。2 鎌倉市は、古代から現代までと、独自で多彩な歴史を有しますが、その歴史と文化を、責任を持って後世まで保存、継承します。3 鎌倉市図書館は、市民とともに創りあげてきた図書館であり、これからも鎌倉の 5 地域に一館ずつ 5 つの図書館を「いちばんそばの情報センター」として充実させ、鎌倉市図書館ネットワーク全体の力で、市民の暮らしと学びを応援し、人々の知りたい気持ちに寄り添い応える組織であり続けます。4 利用者の秘密を守ります。こちらがビジョンにあげた使命です。こちらをもとに資料管理として何を掲げるか、としたのがこの基本方針です。

3 は、資料管理についての留意点です。これは資料管理を行うにあたって図書館が留意すべき守るべきことを記載したものです。これは以前の方針にもあげてありましたが、「図書館の自由に関する宣言」1979 年改訂の第 1、図書館は資料収集の自由を有する、の内容をもとに、鎌倉市図書館の言葉で書いています。私たちは資料管理を行うにあたってこれを守って行っていくというものです。

4 は実際に執行する機関として資料管理委員会を記載し、最終決定は中央図書館長が行うとしています。資料管理方針については以上です。

次に鎌倉市図書館資料管理基準(案)をご覧ください。この基準は資料管理方針をもとにして、必要な事項を示したものであるという位置づけで、資料管理方針は考え方を示したもので、具体的な個別の資料について記したものが基準となっています。資料 4 の 2 をご覧ください。鎌倉市図書館資料管理基準は平成 16 年に策定され、平成 22 年に改定が行われました。今回の改定は、平成 31 年(2019 年) 3 月に第 3 次鎌倉市図書館サービス計画が策定されたことを受けてのもので、第

3次鎌倉市図書館サービス計画は令和4年度2022年度までの図書館サービスの指針となります。資料管理基準の位置づけは、第3次鎌倉市図書館サービス計画に掲げた目標に合わせた基準という位置づけとなっているため、第3次鎌倉市図書館サービス計画の計画年度が令和4年度、2022年度までの期間なので、資料管理基準についてはそこまでの基準で、またサービス計画が改定されたらそれに沿ったものに改定する、状況に合わせて変わっていくものという位置づけになります。

資料管理基準についても最初に目的、資料の区分、区分ごとの基準、となっていて、こちらについても先ほど資料管理方針の訂正で申し上げた附則のところですが、改訂の「てい」を「定める」に直してください。事務局からの説明は以上です。

**委員長：**ありがとうございます。ただ今のご説明にご質問ご意見はございますか。

**委員B：**全体的な話ですが、ビジョンにそって改定ということで、前回まで分厚かったのがシンプルになって、せっかく細かく決めていたのが逆にシンプルすぎるのかなということが心配ですが、そのあたりは、どういう議論があってシンプルな形にしようということになったのでしょうか？

**図書館：**これまでの方針は基準とダブっている部分も多くて、わかりにくいという反省がありました。広く公開するものですので、皆様により理解していただきやすい形にしたいということ、ビジョンを受けての方針であることが明確に分かるようにしたいと考えたことが目的です。

**委員B：**昔の基準では、細かい実務的なことが書かれていて、皆さんは実際これを見ながら選書するんですが、そういったことはそれはそれで決めていく形なんですか、部内でとか。

**図書館：**実際にこれだけでは一冊の本を選ぶには難しい部分があると思いますので、どうしても内規的なものが必要だと思います。これまでの基準では、実際に資料群をどう選ぶのか見えにくくなってしまふのと、基本的な本を選ぶとかいうそういう言い回しが多かったのですが、では基本的な本とはいったい何なのかと考えたとき、そういうありきたりな言葉だけで書いた気になるのはどうなのかということも議論しまして、現在のよう形になったんです。

**委員B：**これで大きく、普段の選書が変わるわけではないんですよね、ビジョンに今までの考え方が書いてあるわけで、基本が変わるわけではない？

**図書館：**はい。新たな方針・基準も今まで実際に現場でやってきたものを文章にしたところもありますので、大きな変更ということは考えていません。ただ、これから技術の継承も課題になってくるので、考え方がより分かるような方針・基準を職員にも市民の方にも浸透させていきたいという考えでこういう形になりました。

**委員B：**具体的な文言のところですが、資料管理基準で気になったところが、4で収集対象外のところ、問題集とか楽譜とかソフトウェア買わないということは一般的な図書館でもよくあるところなのでいいと思うが、ここで電子図書とか電子雑誌を掲げていて、今は入れていないかもしれないが、あと4年くらいの運用ということもわかるが、急激に電子書籍を入れている図書館も増えている、まだまだ少ないですが、逆に入れようと思ったときにこの収集基準に入れないと書いてあるので入れないというところで、周りの図書館がやっているのに乗り遅れることもあると思うので、時代とともに新しい形態の資料もやっていかないと、紙の本だけでいいというのは昔の図書館のままなので、ここはいかがなものなのか。少しニュアンスを変えたらどうかと思う。来年から入れなさいということではなく、今後状況が変わって入れようというときにこれがネックになって入れられないのは一番困るので、その点についてお聞かせ願えれば。

**図書館：**ありがとうございます。電子書籍についてはサービス計画に合わせて策定していると先ほ



ど申し上げましたが、サービス計画の中でいいますと、情報通信技術の活用、サービス計画の 24 ページのところに記載しているところですが、4年間の目標として「導入のタイミングを検討する」という記載です。今年度更新する図書館システムの中でも電子書籍は想定していないことから、収集の対象外ということで今回の基準には載せさせていただいたのですが、ただ、やはり何かしらの但し書きをしたほうがいいかもしれないということは内部でも出ていましたので、そのあたりを検討させていただきたいと思います。

**委員B**：もちろん現状のままでも「ただし、」と書いてあるんですけども、世の中の的に、電子書籍を図書館でというときには、こういう逃げの言葉を使って積極的に集めていただきたいなと思っています。もう一つよろしいですか、(7)の視聴覚資料の部分ですが、収集と保存ということでアとイについて、録音資料はCDを中心に収集ということですが、CDの流通が大きく減ったり、CDプレイヤーを持っている方もどこまでいるのかということもありますし、図書館によってはネット配信のナクソスを導入して、資料を置かずに貸し出しもできるようなこともあったりしますが、かたくなにそこを考えずにCDを考えるのは、うーんというところ。イのところではDVDもネットフリックスなど配信サービスも図書館ではありませんけれどもあるところで、4年間といつつ、ネット系を入れないとか、相変わらずCDをいれていくのはうーんとちょっと思っているのですが、ここら辺も逃げの言葉が欲しいところですがいかがでしょうか。

**図書館**：ナクソスミュージックライブラリーなんですけど、図書館としても情報を集めるべきだと考え、平成29年度にナクソス・ジャパンの担当者を職員研修に招いて職員全員で説明を聞いたりもした。確かにこれからは配信サービスの時代で、若い方はほとんど配信で音楽を聴かれているということもあまして引き続き図書館としても考えていきたいと思うところなんですけど、まず、ナクソスの金額が、こちらで調べた限りではアクセス数5でスマホも聞けるのが30万円ちかくかかること、使用契約なので配信が切れると図書館に資料がなにも残らないということが課題です。CDなどのメディアは確かに劣化や機械が一般的でないという問題もありますけど、鎌倉の図書館を利用される方は朗読、落語など、まだまだ根強い需要があります。目で見ると読書が難しい方には朗読CD欠かせないので、CDは外せないところで中心に、ということです。

**委員B**：「中心に」で逃げられるということすかね。

**図書館**：あくまで中心に、ということですよ。これから配信も金額など状況が変わって、もう少し導入しやすい状況であればある程度検討の余地はあるかと思うので、引き続き検討していきたいと考えています。今のところ県内では海老名市でナクソスを導入しています。今後も情報収集を行いながら検討をしていきたいと思っています。

**委員B**：ちなみに結構CDを買っているものなんですか？

**図書館**：CDを買う予算が決まっているわけではなくて、年間10万円程度を全館で分けているところなのでかなり分量としては少ないです。

**委員B**：数十枚ということですね。わかりました。

**委員C**：不勉強でお恥ずかしいが、図書館が配信サービスをするとなると、借りるのはどうなる？

**委員B**：借りるのもできるみたいですよ。

**図書館**：ナクソスミュージックライブラリーというのは、利用者の方が図書館のホームページなどからアクセスすると、自宅で聞けるというものです。

**委員C**：貸出ということは、もらえたものはまた返さなきゃいけないということですか？

**図書館**：貸出期間が終わると自動的に聴けなくなって、別の利用者が利用できるようになる仕組み

です。アクセス数が決まっているので、5アクセスだとすると、市内で5人が使ったら貸出中となり、ほかの人は使えない、貸出期間が終わると自動的に前に借りている方がリリースになって次の方が使えるというのが、電子書籍も含めて図書館での電子媒体の貸出しの仕組みです。

**委員C**：自分でダウンロードしたら持っていられるけれども、図書館で借りたら返すということですね。

**図書館**：そうですね、保存はできない仕組みになっています。

**委員C**：わたしもその配信サービス便利だなと思うんですが、図書館は何を大事にするのかだと思うんですね。若い人はどんどん配信サービスを選ぶかなと思いますが、今、意外とCDやカセットに戻っているんですね。長い本もわざわざ朗読を役者の方がやっていたりすると聞いて、そのところ何を大事にするかを考えて収集してもらえたら。鎌倉図書館はこういう方針で、サービス計画に載っていますが、そういうことを考えていただけたらと思う。

**委員A**：質問なんですけど、管理基準案の2ページに除籍する資料が書いてありますが、利用が著しく低下しとありますが、利用が著しく低下するとはどういうことを考えていらっしゃる？

**図書館**：本のデータの中に利用回数ですとかが毎年わかるようになっています。利用がないからすぐ除籍するというのではもちろんないが、利用がなくなり、ほかの資料でも代替できるものとか、情報が古くなっているものについては除籍の対象になる。

**委員A**：よくわかったのですが、情報が古くなったものは確かに除籍の対象となるとと思いますが、誰も借りなくても図書館としては持っていたほうが良い資料もあるような気がするので、利用者がいません、だから廃棄ということは考えないでいただきたいと思いました。それから市外の図書館に移管することが適当というのはどういう書籍なのでしょう。

**図書館**：具体的にはなかなか難しいですが、鎌倉の図書館で保存するスペースが限られています。除籍をせざるをえないけれども廃棄してしまうのは忍びないという本を活かすために最後の手段ということです。例えば、ほかの地域の郷土の方の資料などは、鎌倉ではもう置いておけないが、ほかの自治体にとってみると郷土資料として重要というものもございまして、そういったときには移管するという事です。

**委員A**：そういう場合ですと県立図書館を通すんですか？

**図書館**：県立を通すときもありますし、個別に、個別にその図書館に確認して、お送りするという事もあります。

**委員A**：時間が経ってからあの資料は貴重だったと思うこともある。そういう場合に除籍資料も特に大事なものの行方の記録は考えていらっしゃるのでしょうか。

**図書館**：特にこれまでそういった記録は考えていませんでしたが、ご指摘いただいたのでよその図書館に移管したものにつきましてはそのあたりを考えていきたいと思っております。

**委員A**：お願いしたいと思っております。

**委員B**：以前の管理方針ですと中央と地域館で分担していきますとか、選書管理委員会、資料管理委員会の規定もあったが、今回はないんですが、先ほど大きく変わりませんとご回答いただいておりますがその辺を教えてくださいなと思っております。

**図書館**：資料管理委員会については、簡単にですが方針の最後に載せています。具体的にどういふメンバーになるということまでは記載していませんが、変更の予定はありません。もう一つ、中央と地域館の位置づけでは、ビジョンで読み上げさせていただいたところですが、中央館が主で地域館が補完するのではなく、鎌倉市の図書館では地域館も含めて、すべてにおいてきちんと

収集していくという位置づけに変換したというところもあって、それでこういう形になりました。

**委員B**：わかりました、大丈夫です。

**委員A**：管理基準案のところの4の参考資料、レファレンス資料の収集と保存で、今のところ年鑑等は全館で1冊は保存、ウで原則として館内で利用するものとしますとありますが、それはどこかの館で一冊ですよ、例えば玉縄で1冊のものを中央館の館内で見えるのでしょうか。

**図書館**：現段階では、複本がないものは館の移動はないということで行っています。ただそれについて図書館内でも意見がいろいろあり議論しているところです。やっぱり賛成する意見もあれば、逆にその館に行けば常にあると思っている利用者のことを思うと移動するとどうなのか、ということもありますし、そのあたりの考え方を図書館として整理していきたいと考えています。

**委員A**：収集と保存の8の図書館資料を利用しにくい人向けの資料の中で、収集と保存の中で外国語図書は英語以外の言語も収集するとありますが、英語以外の資料についての利用者は結構いらっしゃるのか。

**図書館**：絵本については、とてもたくさん利用されています。一般書に関してもフランス語ですとか、フランス語のおはなし会もやっていて手に取られる方はいらっしゃる。中国語、韓国語など鎌倉市でも住んでいらっしゃる方が多くいらっしゃる言語については手に取られることもあると思います。正確な統計がなくて申し訳ありません。

**委員A**：違う言語を収集するとなると、収集基準の判断が難しいと思ったんですね。そういうときに外部の意見を聞くことは考えていらっしゃるのでしょうか。

**図書館**：今までは外部の方のアドバイスをいただくことはなかったんですが、今後はやはりいろいろな面で考えていきたいとは思っております。

**館長**：補足の説明なんですけど、特にフランス語につきましては鎌倉市がセイリングチームのホストタウンになったことの中で、本庁の共創計画部と協働でフランス語のおはなし会をとったものもやらせていただいている。共創計画部の消耗品で、フランス語の図書を購入していただいたこともございました。

**委員A**：資料管理委員会を設けるということと、これだけの資料の具体的なものをするとなるとかなり専門的な知識を皆さんお勉強しないと難しいと思うんですね。そのためにはやっぱり、100年続く図書館ですから、長い目で人材をつなぐことが大事だと思います。ここで言うことではないのかもしれませんが専任司書が大切と個人的には思います。それから資料管理委員会のほうで、可能なのはわかりませんが、市民とともに創るということであれば、アドバイザー的に市民が入ってもいいのかなと思った。そういったことが可能なんでしょうか。まったく感想で申し訳ないんですが。

**図書館**：市民の方からの要望は、今までもリクエストですとか、個別の資料、図書館に関するご要望を承る中で、そういったご意見等は伺ってきたところです。今のところ選書委員会に市民の方が入っていただくことは具体的には考えていません。今までもこれからもさまざまな機会、窓口やいろいろなところでご要望を広くたくさんいただいて、受け止めた選書を心がけていきたいと考えています。

**委員A**：鎌倉には専門的な知識を持った方も多いので、そういった方の意見を取り入れる機会を設けていただければいいかなと思います。

**委員長**：他にご意見ご質問よろしいでしょうか。それではご説明いただきました資料管理方針と基

準につきましては了承ということでしょうか。それでは改定に向けた事務手続きを進めていただくようお願いいたします。

続きまして協議事項（イ）「鎌倉市図書館振興基金による資料購入について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

**館長：**協議事項（イ）鎌倉市図書館振興基金について、お諮りします。お手元の資料 5-1、平成 23 年度より施行しております「鎌倉市図書館振興基金条例」の「鎌倉市図書館振興基金条例の運用基準」をご覧ください。

ここ数年、厳しい財政状況の下で予算編成を行っておりますが、ついにこれまで確保してきた資料購入費なのですが、そろそろ手を付けなければいけないという状況に追い込まれつつあります。一方、図書館振興基金は平成 27 年度からふるさと寄付金が充当されるようになってから、だいぶ額が、かなりの金額、年間 2～300 万円をご寄付いただくようになってきて、現在は 1 千万円を超えています。そこで、資料購入費をなんとか守るために、令和 2 年度は郷土資料の購入費に基金の一部 65 万円相当を充てさせていただければということを考えております。

開館時間、開館日を見直す中で、資料費についても増額も併せて目指していきたいということを経済委員会の中でもご説明させていただいてきたところなのですが、残念ながら教育部全体の予算が削られる中で、図書館自体の予算全体を総合的に縮小する必要に迫られ、資料費も例外扱いにしてもらえそうにありません。そうした現状から、基本的に除籍しない図書館資料として、寿命の長い中央図書館郷土資料購入について、図書館振興基金を充当し、市民の活用に資することは、基金の設置目的にもかなっていると考えています。

運用基準には、4 の（1）に「貴重な図書館資料」として「備品として収集される」次に掲げる資料で、アからカまで例示がされているところです。令和 2 年度以降は、より広く利用者に活用していただくため、ここにある「備品として収集される」という文言を、ご提案なのですが、この運用基準から削除させていただき、備品ではない金額 10 万円に満たない資料の購入に充てることができるよう、運用基準の見直しを行おうとするものです。

参考として、資料 5-2 に平成 30 年度に購入した中央図書館郷土資料のリストをお示ししています。現在、郷土資料の購入は中央図書館資料サービス担当職員の合議を経て、中央図書館長の決裁により決定しております。このような資料の購入に基金を充てさせていただければというところです。

具体的な基金充当の手法については、第 1 回の協議会で事前に予算要求前に備品購入費とデジタル化委託料等の委託料については皆様にお諮りして協議していただいているところなのですが、それ以外に運用基準 4 の（1）のアからカに該当する郷土資料購入した後、1 年間分のリストにまとめさせていただき、年度の最終の図書館協議会にご提出させていただき、図書館協議会でリストの資料が基金に該当するものかどうか、アからカに該当するか協議していただき、基金の活用についてご承認いただけたものだけの合計額を充当する手続きを取ってまいりたいと考えております。充当は、運用基準の 2 に記載されているとおり、無制限にならないように当協議会にチェックしていただきながら、この度ご提案させていただき、予算額 65 万円の範囲内で、「貴重な図書館資料」に限定して、充当を行ってまいりたいと考えております。

今回のご協議でご承認をいただければ、運用基準の改正の手続きを進め、市長決裁を取ったうえで令和 2 年 4 月 1 日から施行してまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

**委員長：**ご質問ご意見ございませんでしょうか。

**委員B**：基金の歳入と歳出の状況、1千万円越えということですが、具体的な数字、2・3年このくらいの数字が入ってきていてどのくらい使っているのか、出費というか、前回資料はいただいています、こういったものがあるか収支が分からないといきなり65万円と言われても何とも言えないところがあるので。

**館長**：平成27年度がご寄附いただいた額が約100万、平成28～29年度は200万、昨年度は370万円という金額で、ご寄附をいただいています。それに対しまして取り崩しですが、資料購入金額といたしまして平成27年度に約65万、平成30年度に約60万、そして今年度については約100万円をとりくずす予定となっています。トータルでは二百数十万年取り崩しているところなんです、数百万円ずつたまっているのが現在1千万強が金額として残っているところです。

**委員B**：わかりました。

**委員A**：質問ですが、平成30年度の郷土資料購入目録、これがすべて貴重な資料に当たる例なんですか。

**図書館**：中央図書館の浅見です。こちらの資料は平成30年度に中央図書館の郷土資料として購入したリストになります。65万円というのは、毎年中央図書館の郷土資料として選定している資料にはほぼ該当するものです。一点一点につきましては、こちらは鎌倉市の図書館として、いつまでも、継続的に保存して、鎌倉市にとって大切なものということで継続して保存して次世代につなげていく目的をもって購入したものです。こちらの資料は利用者の方に直接手に取って活用していただいているところです。

**委員A**：今お話があったのですが、例えばざっとみて、散歩の達人とか、鎌倉江ノ電というのは、だんだん変わっていきますよね、まちの景色というものは。それはわざわざ郷土資料として取っておくものなのかなという、本当にわからないので単純な疑問なのですが、趣味で買う資料とも思ってしまうんですけど。

**図書館**：例えばガイドブックのようなものですか、鎌倉地域限定で購入していますが、こちらの資料は、資料管理基準でもありますように、他の図書館では時機が逸したものはほぼ除籍されてしまうもので、鎌倉の図書館に来なければ誰も手に取れないということが予想されますので、そうした細かな資料、その時機にしか出ないもの、入手困難なものは値段の多寡にかかわらず購入していきたいと考えています。

**委員A**：この中で複数買うと内容が重複するものも出てきませんか。

**図書館**：複数買うというのは複本で購入しているかということでしょうか。

**委員A**：複数ではなくて、内容が重複していて2冊も貴重資料としなくてもいいのではということはないのでしょうか？わからないのですが。

**図書館**：複本ということではないということですが、それぞれの資料によって著者ですとか監修されたかたの考え方見方については異なることがあると思いますので、購入の段階で選定をしていますので、これについては保存していくということで選定しています。

**委員A**：趣味の本と貴重な歴史の本と見分けがとっても難しいかなと単純に思う。和菓子の本、パンの本は趣味で買ってしまふ本かなと思ってしまう。わざわざ図書館の貴重な資料として探しに行こうとは思わないかもしれません。そう思って単純な質問です。やっぱり貴重な資料と判断したということをおっしゃった？

**図書館**：こうした資料は時がたって、何年後かにこのパン屋さんはないかもしれないんですけども、鎌倉にこのようなお店があったとか、こういった文化があったということは本として保存し

ていくことは大切なことだと考えて選定しております。

**委員B**：まあ、時間がたてばこういう時代にこういうお店があったということはあるかもしれないんですが、そもそも論がなく、郷土資料をいきなり通常の本を買いましょうというのは段取りが違うかなと私は思っていて。もともとそんな、基金ができた段階では、ふるさと納税がなく、たくさん来るとはひょっとしたら思っていなかったと思うんです。が、制度が整ってふるさと納税なんかで、たくさん来ました、でも、出費のほうで貴重書といってもなかなか買えていないとか、申し訳ないんですけれども例えば貴重書、古典籍に強い職員さんのイニシアチブがとれていないとかそういうことがあるのかもしれない。増えたら増えたで、基金全体としてどういう運用をしていくか、古典籍をたくさん買っていきましょうとか、デジタル化していきましょうとか、一般書も買いましょうとか、全体の方針があって、それで、本当にこういうものも買いましょうとかか消耗品も買いましょうかという議論になっていくと思うので、ちょっと来年の4月からすぐに郷土資料のお金というのはちょっとうーんと思います。それで郷土資料のお金 65 万円分が元の予算からなくなってしまっただけは元も子もないと思いますので、全体の方針をしっかりと、協議会などで活用とか運用方針を考えつつ、本当にいろんな案を事務局で出していただいて、そこから消耗品をいれようかどうかということにつながっていくと思うので、ちょっと議論が一足飛びな形がすると思うんですね。お金が余っているからじゃあ、ではあまりにも単純すぎる形なので。使い方も逆にいろいろあると思うんですよ。そうやっていろいろなことを考えずに、単純に資料費削減が迫っているからということではちょっとせっかくご寄附をいただいたそもそもの趣旨とも、それでゼンリンの住宅地図を買うのはいかななものとかか私も思うので。そこらへの議論は少なくとも図書館内では考えたりとかどうなんでしょうか。私はここで拙速に決めるのは非常に反対です。なかなか答えるのは難しいと思いますが。

**館長**：やはり、今現在の使い方としては、主に備品として、なかなか古書店で出るようなものを捕まえてというような貴重資料を買わせていただいているところですが、なかなか一般の利用者の方が利用するものにはなかなか回ってこないのかな、そういうところの対応にも応えていきたいということを考えて、備品だけでなく消耗品に相当する貴重な資料として郷土資料ができないかと考えているところです。

**委員B**：たとえば市民に貴重書に触れる機会を設けるとか、単純に資料費にそのままする前にやることがあると思うんですよ。貴重書の修理をすとかデジタルアーカイブとか、それを市民の人に積極的に公開すとか、お金があるのにやれていなくて、選書ができないからその分を郷土資料を選書しちゃおうというような悪い循環のようにしかちょっと見えないので。しかもこの限られた時間で決めなさいというのほう一んとちょっと私は。こういうのは逆に慎重に、一から振興基金を貴重な備品だけにしているのを、じゃあ、どうするのかというまず議論があって、そのうえで実際の方針で消耗品で買いましょうという流れになると思うので、ここだけちょっと小手先で変えていくのほう一んというところですね。これからたぶん、ふるさと納税である程度の基金が見通せると思うので、そこら辺を踏まえた長い展望の中でどう使っていくかということ踏まえて協議会でしっかりと議論して方針を決めてから、実際の運用に落としていったほうが私はよいと思う。

**委員C**：この文言を外してしまうと、今度は 65 万ですが、その先はいくらか分からないんですよ、それは私はちょっと怖いと思う。貴重な資料というのは、古本屋とかに出てくるのかなと思うんですが、見る人は少なくとも、保存する役目があると思うので、その役目から考えると、そ

れとパン屋さんは同列にできないと思う。100年200年たてば違うかもしれないがたぶん、寄附をしてくださっている方も、なかなか手に入らない資料をという思いからと思うので、予算が足りないことは非常によく分かって大変なんだと思うが、ちょっと今ここでというのは委員がおっしゃる通り、もう少し段階を経てじっくり検討していただけたらいいなと思う。この消耗品に値する本が一冊もないとは言えないが、もう少し考える時間が欲しいかなと思っています。

**委員A**：以前の担当者の頃に、持っていらっしゃる貴重な本を修理する箱みたいなものを作ったことがありますよね、しっかりした箱の中に入れる。そういうことにお金をかけるならわかる。昔の古地図とかも見せていただいたことがあります、そういうものは単価が高いですよ、一見100万200万とあるような気がしますけれど、そういうものが買えなくなるのではとってしまいます。100万使ってしまったらあと残りは、となくなってしまいうわけですし。本当に図書館にとって、貴重なもの、100年後に必要なものといったら、やっぱりそういうものを使うときに、選定する基準の委員会みたいなものがある、そこにいろいろな専門的な方、市民も含めですが入っていただいてやるということではない、正直、ここにいただいたリストの本を入れますというのをすぐに賛成しますということとはできない。

**館長**：まず、このリストですが入っているものを充てますということではなくて、30年度にこういったものを買っていますという例示ではありますし、金額がたまたま合計額が66万6千円なので、ほぼ65万円くらいで金額をお示しさせていただいていますし、このリストそのものすべて、郷土で買ったものすべてということではなくて、年度の最後の一覧表の中で、当協議会にお諮りして、アからカに該当するものだけを総合計して充当するというところで進めたいということでご説明を申し上げます。

**委員A**：イのところにある鎌倉在住の著名人の蔵書や著名入りの著書等とありますが、こういうものは図書館から働きかけて著名人のかたに寄附してもらうことはできないのでしょうか。在住の方、今、お住まいでいらっしゃる方なので。図書館の大変な事情をお話ししたらサイン入りの本はくださるのではないですか。ここに載せなくてもいいような気がする。

**館長**：ご寄贈いただいているのはそういったものも。私としては備品として収集されるという言葉が、鎌倉市では備品は10万円以上という内規がございますので、古写真などここがあるとどうしても小回りがきかなくなる部分ではあると考えているところです。

**委員B**：そこも含めて運用方針をある程度方策を立てないと。文言だけを見て、最後に我々のチェックが入るということですが、リストだけをみて判断するのも非常に難しいですし、これだけ見ても130冊の本を協議会委員が選書みたいな形になってしまうのもそれもう一んというところがなきにしもあらずなので。それなら小回りが利くような方策ですね、趣味の本は買わずに古写真を買いましょうとか、そういった一定の基準を決めないと崩壊的な運用になりかねないので。ちょっとやっぱり来年度すぐにはなく、一度基金の在り方や方針を決めてほしいなと思います。我々も一緒に決めていかないとならないが。それを踏まえてそれで実際使ったほうがいいのかということをしっかり検討しないと。本当に今これで年末で来年からというのはなし崩壊になりかねないので、では今度は普通の一般書も買いましょうとか、イベントでも買いましょうとか、いろいろな風になり崩壊にもなりかねないので。平成23年度にできて、ふるさと納税ができて今、収入が増えている現状で、ではどういう活用方法があるか、繰り返しなんです、大きな方針を、こうした選書基準みたいに立てないと、なし崩壊で。青木館長が何年かで異動なされたあと、館長ごとに方針が変わることもなりかねないので。ある程度の方策を決めてからや

るべきだと思います。来年度 65 万円のやりくりはしないとしないとは思いますが、そうでないとずっと続いていく図書館の在り方、土台にもかかわっていくと思うので。今回決めるのは私は反対です。

**委員A**：図書館内の職員さんはどういう意見なんですか。皆さん賛成なされたのか。

**館長**：あり方まではそれほど議論が深まっていると言えなかったと思います。逆に、広く活用する方法はないのかという中で、郷土資料はどうかという話で。

**委員C**：予算が足りないのは重々わかるんですが、考える材料として、口頭で教えていただいた基金のお金の様子、何にどれだけ使われたかという資料も一緒にいただけると、これから考えていく中で考えやすいと思うので、出せる範囲でお願いしたいと思います。

**委員長**：他ご意見、ございますか。それではこの事項につきましては、この中では決まらなかったということだと思いますので、継続的な協議事項ということで、事務局では具体的な基準や方針案、運用の仕方なども考えていただいて、継続的に審議していくという形でお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

以上で本日の日程はすべて終了しました。事務局から次回開催についてお願いしたい。

**館長**：次回は年度末3月、今年度は3回ということでお願いしたい。具体的な日程についてはメール等でご連絡を差し上げながら日程を調整してまいりたいと思います。もし今都合の悪い日にちが分かっていたらおっしゃっていただければ外させていただきます。

**委員長**：よろしいでしょうか。これを持ちまして、第2回鎌倉市図書館協議会を閉会します。ありがとうございました。